

「地域脱炭素化促進区域」の設定にあたって 配慮すべき基準の審議の取り扱いについて

令和4年1月26日
気候変動対策課

1 経過

- ・ 知事が定める上記区域の基準は、10月15日に開催した第2回環境審議会で諮問した「北海道地球温暖化対策推進計画の見直し」の中で審議することにしていたが、基準設定の際に必要な国の省令などの提示が遅れており、年度内を目途とした審議スケジュールの見直しを行う必要が生じた。
- ・ また、複数の審議会委員からも「省令などの内容が固まってから審議を始めるべき」などのご意見もいただいているところ。

2 地域脱炭素化促進区域の概要

- ・ 地球温暖化対策推進法の改正により、市町村は地域のステークホルダーと合意形成を図りながら、再エネの導入を進める「地域脱炭素化促進区域」の設定ができることとなった。
- ・ 促進区域設定による事業候補地や調整が必要な課題の見える化により事業者の予見可能性が高まるほか、森林法など関係法規制の許認可手続きのワンストップ化やアセス手続きの一部省略の措置により、事業者の参入促進が期待されるもの。
- ・ 市町村は省令で定める国の基準のほか、地域の実情に応じて都道府県が定める基準に基づき促進区域を設定するが、その基準は都道府県の温対計画の中で設定することとされている。

3 審議スケジュール等の見直しについて

- ・ 今年度内の答申に向けて審議中である温対計画の見直しと切り離して審議。
- ・ 部会だけの審議に限定せず、幅広い分野からのご意見をいただく方策を検討。

4 今後の審議について

(1) 審議体制

地球温暖化対策部会での審議を基本に審議会委員も参加可能（発言・意見提示可能）とする。

(2) 審議スケジュール（現時点での想定）

審議期間は半年程度を想定し、以下のとおり実施予定。

- ・ 温対部会 4月、6月、8月
- ・ 環境審議会 9月

(3) その他

庁内の関連審議会からの意見聴取等も別途調整、検討。